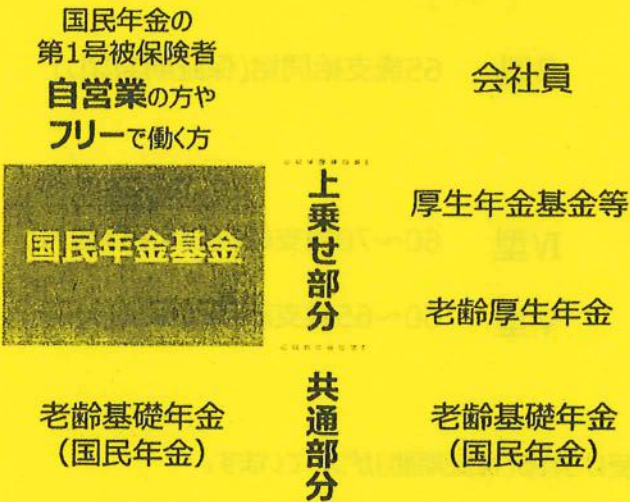


国民年金基金

自営業・フリーランスのみなさんの老齢基礎年金に上乗せする、公的な年金制度です。

- ① 終身年金が基本ですので、生涯にわたって受け取ることができます。
- ② 掛金は全額、社会保険料控除の対象です。



国民年金基金に加入できる方

20歳以上60歳未満の自営業者やフリーランスなど、国民年金の第1号被保険者および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金に任意加入されている方です。

※ただし、国民年金の第1号被保険者であっても、次の方は加入できません。

① 国民年金の保険料を免除されている方 (一部免除・学生納付特例・納付猶予を含みます)

※ただし、法定免除の方(障害基礎年金を受給されている方等)が「国民年金保険料免除期間納付申出書」を年金事務所に提出した場合、国民年金保険料の納付申し出をした期間は加入することができます。

② 農業者年金の被保険者の方

鮮魚店経営のAさんのケース

- 40歳男性が誕生月に計4口(1口目：A型、2口目以降：A型3口)に加入した場合

【掛金と年金額】

毎月25,110円の掛金を60歳までの20年間お支払いいただいた場合、65歳から毎月30,000円を受け取ることができます。

掛金額 (月額)	$12,555円 + (4,185円 \times 3口) =$	基金掛金月額 計25,110円/月×20年
年金額 (月額)	$15,000円 + (5,000円 \times 3口) =$	65歳～終身受取額 計30,000円/月

【税負担の軽減】

課税所得金額400万円のAさんが上記プランに加入すると所得税と住民税の合計で年間91,661円(概算)軽減されます。

【一口目】
終身年金
A型

【2口目以降】
終身年金
A型×3口



国民年金基金
(全額所得控除)

実質掛金負担額
209,659円

軽減額(概算)
91,661円*1

一般の個人年金

実質保険料負担額
290,352円

軽減額(概算)
10,968円*2

※1 軽減税額は所得税率20.42%、住民税率10%で算出

※2 平成24年1月以降に締結した個人年金の場合。

お問い合わせは「」

千葉県市川市八幡1丁目2番20号

公益社団法人市川青色申告会

TEL 047-333-0111

2019年10月1日 現在

給付（年金）のタイプと選び方

- 1口目（加入必須）は、終身年金 [A型・B型]のいずれかを選択
- 2口目以降（加入任意）は、終身年金 [A型・B型]のほか、受給期間が定まっている確定年金 [I型・II型・III型・IV型・V型] から選択可能（1口目に上乗せ）

終身年金

A型 65歳支給開始(15年間保証付)

B型 65歳支給開始(保証期間なし)

確定年金

I型 65～80歳支給(15年間保証付)

IV型 60～70歳支給(10年間保証付)

II型 65～75歳支給(10年間保証付)

V型 60～65歳支給(5年間保証付)

III型 60～75歳支給(15年間保証付)

※B型以外は、加入員が万一の場合に遺族が一時金を受けられる「保証期間」がついています。

掛金（終身年金A型の掛金）一部抜粋

加入時 年齢	掛金（月額）					
	年金月額	1口目		年金月額	2口目以降	
		男性	女性		男性	女性
20歳誕生月	20,000円	7,110円	8,280円	10,000円	3,555円	4,140円
25歳誕生月		8,470円	9,860円		4,235円	4,930円
30歳誕生月		10,300円	11,990円		5,150円	5,995円
35歳誕生月	15,000円	12,870円	14,980円	5,000円	6,435円	7,490円
40歳誕生月		12,555円	14,610円		4,185円	4,870円
45歳誕生月		17,430円	20,280円		5,810円	6,760円
50歳誕生月	10,000円	18,150円	21,100円		9,075円	10,550円

※年金額は加入時年齢(月単位)により異なります。 ※掛金の合計額は、月額68,000円が上限です。

<注意事項>

- ・ 国民年金基金への加入は任意ですが、いったんご加入いただいた場合、ご自分の都合で任意に脱退および中途解約をすることはできません（掛金を休止することはできます）。
- ・ 国民年金基金は全国国民年金基金が運営、管理するものです。